

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

福島県規則第六十一号

福島県知事 内堀雅雄

令和七年十二月二十三日

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則（昭和四十四年福島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第七条ただし書を次のように改める。

ただし、第十六号から第十六号の四までに掲げる事務の委任については、福島県公津保健所長に限る。

第七条第八号中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第二条第二項の規定による営業の不許可の通知

第七条第九号中(10)を(15)とし、(5)から(9)までを(10)から(14)までとし、(4)を(7)とし、その次に次のように加える。

第三条の四第三項で準用する第三条第五項の規定による不承認の通知

(9) (8) 第六条第一項の規定による宿泊者名簿の要求

第七条第九号中(3)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6) 第三条の三第二項で準用する第三条第五項の規定による不承認の通知

第七条第九号中(2)を(3)とし、その次に次のように加える。

(4) 第三条の二第二項で準用する第三条第五項の規定による不承認の通知

第七条第九号中(1)の次に次のように加える。

(2) 第三条第五項の規定による営業の不許可の通知

第七条第十号中(5)を(6)とし、(2)から(4)までを(3)から(5)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 第二条第二項の規定による営業の不許可の通知

第七条第十一号中(6)を(14)とし、その次に次のように加える。

第九条第四項の規定による届出の受理

第九条第五項で準用する第六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

(18) (17) 第九条第五項で準用する第六条の二の規定による措置命令

第七条第十一号中(5)を削り、(4)を(6)とし、その次に次のように加える。

第七条の規定による許可の取消し並びに使用の制限及び禁止

第八条で準用する第三条第一項の規定による施設の設置の許可

第八条で準用する第三条第二項の規定による施設の変更届出の受理

第八条で準用する第四条の規定による不許可の通知

第八条で準用する第六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

第八条で準用する第七条の二の規定による許可の取消し並びに使用の制限及び禁止

福島県事務委任規則の一部を改正する規則及び福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

規則

目次

- 福島県事務委任規則の一部を改正する規則
- 福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

- 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件三件

- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定を行つた件

- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件

- 落札者を決定した件

- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があつた件

- 随意契約の相手方を決定した件

六五

六四

六三

六二

六一

六〇

五九

五八

五七

五六

五五

五四

五四

五四

五四

五四

五四

五四

五四

第七条第十一号中(3)を(5)とし、(2)の次に次のように加える。

(2) 第十四条の規定による廃止届出の受理
この規則は、公布の日から施行する。

(行政経営課)

福島県規則第六十一号

福島県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

福島県介護保険法施行細則（平成十二年福島県規則第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第一条の二中「申請書」を「申請方法」に改める。

第二条中「申出書」を「申出方法」に改める。

第三条第一項及び第三項並びに第四条中「届出書」を「届出方法」に改める。

第五条、第六条及び第七条中「申請書」を「申請方法」に改める。

第八条中「及び第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第一項及び第一百八条第一項」に、「申請書」を「申請方法」に改める。

第九条、第九条の二及び第九条の三中「申請書」を「申請方法」に改める。

第十二条第一項中「第一条、第一条の二、第三条第二項及び第三項並びに第四条から第九条の三まで」を「第四条の二」に、「申請書又は届出書」を「申出書」に、「申請又は届出」を「申出」に改め、「又は施設」を削り、同条第二項中「第三条第一項に規定する届出方法による」を「第一条から第四条まで及び第五条から第九条の三までに規定する申請方法、申出方法又は届出方法による申請、申出又は届出」に、「当該届出」を「当該申請、申出又は届出」に改める。

附 則

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。
この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県介護保険法施行細則第一条から第四条まで及び第五条から第九条の三までに規定する申請書、申出書又は届出書による申請、申出又は届出は、改正後の福島県介護保険法施行細則第一条から第四条まで及び第五条から第九条の三までに規定する申請方法、申出方法又は届出方法により行われた申請、申出又は届出とみなす。

(高齢福祉課)

訓 令

福島県訓令第十六号

本 府 機 関
出 先 機 関

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和七年十一月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第1号）の一部を次のように改正する。
別表第一の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中10を次のように改める。

13 福島県化製場等に関する法律

施行細則（昭和59年福島県規則第54号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第5条の規定による届出の受付

(2) 第6条の規定による届出の受付

(3) 第8条の規定による届出の受付

別表第一の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中9を削除し、8を11とし、7を10とし、11の次に次のとおり加える。

12 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）の施行に関する次に掲げること。

(1) 第2条第2項ただし書の規定による許可

(2) 第3条第1項の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の設置の許可

(3) 第3条第2項の規定による化製場及び死亡獣畜取扱場の変更届出の受理

(4) 第4条の規定による不許可の通知

(5) 第6条第1項の規定による報告の徵収及び立入検査

(6) 第6条の2の規定による措置命令

(7) 第7条の規定による許可の取消し並びに使用の制限及び禁止

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

- | | | |
|---|--|-------------------------------|
| | (8) 第8条で準用する第3条第1項の規定による施設の設置の許可 | ○ |
| | (9) 第8条で準用する第3条第2項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (10) 第8条で準用する第4条の規定による不許可の通知 | ○ |
| | (11) 第8条で準用する第6条第1項の規定による報告の徵収及び立入検査 | ○ |
| | (12) 第8条で準用する第6条の2の規定による措置命令 | ○ |
| | (13) 第8条で準用する第7条の規定による許可の取消し並びに使用の制限及び禁止 | ○ |
| | (14) 第9条第1項の規定による許可 | ○ |
| | (15) 第9条第4項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (16) 第9条第5項で準用する第6条第1項の規定による報告の徵収及び立入検査 | ○ |
| | (17) 第9条第5項で準用する第6条の2の規定による措置命令 | ○ |
| | (18) 第9条第5項で準用する第7条の規定による許可の取消し並びに使用の制限及び禁止 | ○ |
| 9 | 表第1-1の6の表健康衛生総括の給食品生活衛生課の項中「 <u>○</u> 」を次のものに書きなさい。 | |
| | 食鳥処理の事業の規制及び食品安全検査に関する法律(平成2年法律第70号)の施行に関する次に掲げること。 | (食肉)
食品安全
検査
新規
○ |
| | (1) 第3条の規定による許可 | ○ |
| | (2) 第6条第1項の規定による許可 | ○ |
| | (3) 第6条第3項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (4) 第7条第2項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (5) 第8条の規定による食鳥処理の許可の取消し及び事業の停止命令 | ○ |
| | (6) 第9条の規定による食鳥処理場の整備改善及び使用禁止の命令並びに許可の取消し及び食鳥処理の事業の停止命令 | ○ |
| | (7) 第12条第6項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (8) 第13条の規定による解任命令合 | ○ |
| | (9) 第14条の規定による届出の受理 | ○ |
| | (10) 第15条第1項から第3項までの規定による検査 | ○ |
| | (11) 第16条第1項の規定による認定 | ○ |
| | (12) 第16条第2項の規定による認定 | ○ |
| | (13) 第16条第6項の規定による解任命令合 | ○ |
| | (14) 第16条第7項の規定による報告の受理 | ○ |
| | (15) 第16条第8項の規定による届出の受理 | ○ |
| | (16) 第16条第9項の規定による指導及び助言 | ○ |
| | (17) 第20条本文の規定による措置 | ○ |
| | (18) 第37条第1項の規定による報告の徵収 | ○ |
| | (19) 第38条第1項の規定による立入検査及び質問並びに取扱 | ○ |
| | 別表第1-1の6の表健康衛生総括の給食品生活衛生課の項中「 <u>○</u> 」を次のものに書きなさい。
4を下へ | |

別表第一の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中6を次のように改める。

別表第一の5の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項中5を8とし、4を7とし、

3を6とし、2を次のように改める。

- 2 ヒ畜場法(昭和28年法律第114号)の施行に関する次に掲げるること。

(1) 第4条第1項の規定によること。

(2) 第4条第2項の規定によるヒ畜場の設置の許可申請の受理

(3) 第4条第3項の規定による変更届出の受理

(4) 第7条第5項第3号の規定による講習会の実施

(5) 第7条第6項の規定による届出の受理

(6) 第8条の規定による衛生管理責任者の解任の命令

(7) 第10条第2項において準用する第7条第5項第3号の規定による講習会の実施

(8) 第10条第2項において準用する第7条第6項の規定による届出の受理

(9) 第10条第2項において準用する第8条の規定による作業衛生責任者の解任の命令

(10) 第13条第1項第1号の規定による届出の受理

(11) 第13条第3項の規定によるヒさつ又は解体の場所、取扱い方法及び処理方法の指示

(12) 第14条第1項から第3項までの規定による検査

(13) 第14条第3項第2号の規定による獸畜の皮の持ち出しの許可

(14) 第14条第4項で準用する同条第1項から第3項までの規定による検査

別表第一の5の表健康衛生総室の部食生活衛生課の項中2の次に次のように加える。

- | | |
|---|---|
| (15) 第16条の規定による措置 | |
| (16) 第17条第1項の規定による報告の徵収及び立入検査 | |
| (17) 第18条第1項の規定による許可の取消し及び使用の制限
若しくは停止の命令 | |
| (18) 第18条第2項の規定によるとさつ若しくは解体の業務の停止命令及びとさつ等の禁止命令 | |
| 別表第1の2の表健康衛生総括の給食品生活衛生課の項中の次に次のよう記入せよ。 | |
| 3 と畜場法施行令(昭和28年政令第216号)第5条第1項第1号から第3号までの規定による持ち出しの許可に関すること。 | ○ |
| 4 と畜場法施行細則(昭和28年厚生省令第44号)に関する次に掲げること。 | ○ |
| (1) 第3条第1項第7号イの規定による指示 | ○ |
| (2) 第12条第3項第3号の規定による報告の受理 | ○ |
| 5 福島県と畜場法施行細則(昭和29年福島県規則第8号)に関する次に掲げること。 | ○ |
| (1) 第12条の規定による届出の受理 | ○ |
| (2) 第14条の規定による廃止届出の受理 | ○ |
| 「の記入せよ、令和七年十一月二十一日から施行する。
監視 | |
| (行政経理課) | |

福島県告示第八百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月二十三日から令和八年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

二十三日から令和八年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ双葉富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二

福島県知事 内堀 雅雄

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ双葉富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番二

福島県知事 内堀 雅雄

二 変更した事項**1 大規模小売店舗の名称**

（変更前）ケーブデンキ富岡店

（変更後）ケーブデンキ双葉富岡店

（変更前）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）代表取締役 井上 晃右

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）代表取締役 岡田 義則

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）代表取締役 井上 晃右

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗の名称

（変更後）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗の名称

（変更後）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗の名称

（変更後）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（変更前）大規模小売店舗の名称

（変更後）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更後）株式会社デンコードー

（商業まちづくり課）

（商業まちづくり課）

福島県告示第八百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月二十三日から令和八年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第八百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月二十三日から令和八年四月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び富岡町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

1 （変更前）株式会社デンコードー	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	所在	利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積（平方メートル）
（変更後）株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	地番	一〇番 田 一、〇〇〇
（変更前）株式会社デンコードー	代表取締役 遠藤 義行	地目	九七七
（変更後）株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	面積（平方メートル）	七二八
2 （変更後）株式会社デンコードー	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	所在	利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積（平方メートル）
（変更前）株式会社デンコードー	代表取締役 遠藤 義行	地番	一〇番 田 一、〇〇〇
（変更後）株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	地目	九七七
（変更後）株式会社デンコードー	代表取締役 高橋 淳	面積（平方メートル）	七二八

三 変更した年月日	令和七年十二月九日	一 利用権の始期及び存続期間	福島県知事 内堀雅雄
四 届出年月日	令和五年六月十五日	二 利用権の内容	福島県知事 内堀雅雄
五 届出をした者	株式会社デンコードー	水稲の栽培で利用	福島県知事 内堀雅雄
六 （商業まちづくり課）		三 利用権の始期及び存続期間	福島県知事 内堀雅雄
七 （農業まちづくり課）		1 1 始期 令和七年一二月一日	福島県知事 内堀雅雄
八 （農業まちづくり課）		2 2 存続期間 一〇年一月	福島県知事 内堀雅雄
九 （農業まちづくり課）		四 農地の所有者等の情報	福島県知事 内堀雅雄
十 （農業まちづくり課）		五 星 文雄 借賃に相当する補償金の額 二九、〇五〇円	福島県知事 内堀雅雄
十一 （農業まちづくり課）		六 水産大臣から通知があった。	福島県知事 内堀雅雄
十二 （農業まちづくり課）		七 当該利用権の始期までに福島地方法務局に補償金を供託すること。	福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第八百三十五号	福島県告示第八百三十四号
農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第一項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和七年八月二十五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあつた農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する、令和七年十一月二十六日付けで次のとおり裁定した。	大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年十二月二十三日から令和八年一月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市觀光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年十二月二十三日	令和七年十二月二十三日
福島県知事 内堀 雅雄	福島県知事 内堀 雅雄
一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ヨークベニマル一箕町店 福島県会津若松市藤原二丁目二十一番六ほか	福島県告示第八百三十六号
二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要 意見なし	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。
（商業まちづくり課）	令和七年十二月二十三日
福島県知事 内堀 雅雄	福島県知事 内堀 雅雄
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 耶麻郡猪苗代町大字壱楊字岩ノ入一五二〇の一	福島県告示第八百三十七号
二 保安林として指定された目的 水源の涵養	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。
三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法	1 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 耶麻郡猪苗代町大字壱楊字岩ノ入一五二〇の一
（一）(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) (1) 主伐として伐採をことができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。 立木の伐採の限度	2 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
（二）立木の伐採の限度	3 3 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法
次とのおりとする。	（一）(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (2) (1) 主伐として伐採をことができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 問伐に係る森林は、次のとおりとする。
次とのおりとする。	（二）立木の伐採の限度
指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 耶麻郡猪苗代町大字壱楊字水上山二二七六	（農村振興課）

- 3 2 保安林として指定された目的

3 2 水源の涵養

3 1 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(1) 次のとおりとする。

3 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字翁沢字君ヶ下九一四

2 2 保安林として指定された目的

3 2 水源の涵養

3 1 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) (1) 主伐として伐採をすることができます立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(3) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

3 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字若宮字高森山甲二九八八の八二

2 2 保安林として指定された目的

3 2 水源の涵養

3 1 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字高森山甲二九八八の八二(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) (2) 主伐として伐採をることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

3 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字蚕養字牛沢山乙三九九〇の一(次の図に示す部分に限る。)

2 2 保安林として指定された目的

- (一) 立木の伐採の方法

(二) 立木の伐採の限度

次とのおりとする。

六一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字若宮字吾妻山甲二九九八の七七六

六二 保安林として指定された目的

六三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(二) (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(二) 次とのおりとする。

七一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
耶麻郡猪苗代町大字若宮字小白布山甲二九九一の一三〇から甲二九九一の一三二二まで

七二 保安林として指定された目的

七三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字小白布山甲二九九一の一三〇・甲二九九一の一三二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) (2) 主伐として伐採をことができる立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(二) 次とのおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福島県告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（森林保全課）

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 郡山市逢瀬町多田野字ソネノ木堂一の五・一の六（以上三筆国有林）、字高篠一の一、一の四、一の七、逢瀬町河内字大岩山一の一から一の六まで、一の八から一の二〇まで、逢瀬町多田野字黒岩山一の一、字ソネノ木堂一の三、字大木立一の一、字狐塚一の四、字入狐塚一、字トケ森一、字釜場山一の一、一の二、字吹倒一、字滑石一、字額取一の一、一の二
- 2 保安林として指定された目的**
- 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次とのとおりとする。
- 二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**
- 郡山市逢瀬町多田野字石切場一の二（国有林）、字水道山一の一、字猿ヶ番場一のから一の三まで、字三ノ沢一、字鳥海沢一の一、字コウスベ一、字大萱野一、字片平萱一の一、字半兵衛釜一、字二本ブナ一、字胡桃滝一、字石切場一の一、一の三、一の四、字二ノ沢一
- 2 保安林として指定された目的**
- 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件**
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、郡山市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次とのとおりとする。

三一

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町横沢字伊藤落二六二七の一

保安林として指定された目的
水源の涵養

二

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
郡山市湖南町中野字櫛ヶ峯六六一〇

保安林として指定された目的
水源の涵養

福島県告示第八百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

（森林保全課）

- 一 所在の不分明な者の氏名**
- 鈴木政男 阿部初 愛川義勇 愛川博士 伊藤喜夫 井戸川チヨ 萩野一之 萩野茂男 関口健一 岩佐博 菊地ミツエ 吉田昭 吉田俵造 金沢吉次 櫛田庄藏 熊
- 福島県告示第八百三十八号**
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第一百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
- 令和七年十二月二十三日
- 福島県知事 内堀 雅雄
- （森林保全課）

公 告

(森林保全課)

谷ハナ	熊谷長重	高木利政	国井勝藏	根本竹次郎	佐久間盛男	佐藤誠	佐藤博
佐藤金興	佐藤佐内	佐藤三男	佐藤三郎	佐藤重二	佐藤森義	佐藤政光	佐藤
千代	坂本アイ子	坂本勝重	山田金助	市毛政好	志田恒政	柴崎正	柴崎徳夫
秋場武一	小松雍孝	小野忠仁	小野武雄	小林猪三郎	松本義顕	松本義造	松本
軍次郎	松本司郎	松本次雄	松本良一	上平孝秀	神勇吉	菅波登	菅波寿子
波忠男	制野銀四郎	西山清三	斎藤徳二	川名茂重	浅田金吾	草野久	草野好
草野剛	草野清	草野登	草野勇	草野シナ	草野セイ	草野ヨネ	草野エイ
一郎	草野栄行	草野広文	草野綱次郎	草野三次	草野昌光	草野政春	草野正一
草野正一郎	草野正克	草野正保	草野長治	草野定信	草野鉄夫	草野豊一	草
野末吉	草野眞平	草野高保	足立金一郎	大河原徳衛	大橋金一	大橋時宗	大橋
森司	大柳武雄	大曾根満	大平正	大平忠一	大平敏子	沢田徳寧	丹野政男
柴十一郎	中村幸助	中野新	仲野谷稔	猪狩源一	長塩友吉	長谷川ミノ	長谷川
忠一	椿友広	田久一義	田久一寿郎	田久寛一	田久亀吉	渡辺ハナエ	渡辺秀治
渡辺重寿	渡辺長治	渡辺武夫	渡辺房一	藤井正男	日西清長	白井一郎	箱根
春雄	箱崎ヤス	飯沢豊次	飯沢與助	飯野夏雄	武田清	福田シン	平山九兵衛
平沢勝巳	平沢徳藏	面川仁助	門間門藏	野川譲	野村四郎	柳内ステ子	柳内絹
子	柳内芳弥	兩角久衛	鈴木登	鈴木務	鈴木勇	鈴木スエ	鈴木マツ
鈴木一榮	鈴木一郎	鈴木慶助	鈴木三男平	鈴木春次郎	鈴木丈夫	鈴木定助	鈴木ヤイ
鈴木年丸	鈴木博文	鈴木繁造	鈴木武雄	鈴木保彦	鈴木末雄	鈴木高嘉	鈴木高
義	柳内亀正	柳内良策	柳内林平	高木保	高木嘉章	高木重勝	高木與四郎
木良一	小林丈男						

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があつたこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（令和七年福島県告示第七百五十六号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるること。

公告第238号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県庁舎で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年12月23日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県庁舎で使用する電気 予定数量 4,056,800 kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部文書管財総室施設管理課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年10月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
R E 1 0 0 電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目9番10号
- 5 落札金額
120,198,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年9月2日

(施設管理課)

公告第二百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があつた。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

一大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーブルデジタル放送富岡店 福島県双葉郡富岡町大字本岡字新夜ノ森二百四十四番一ほか

二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二千二百二平方メートル

三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和七年十二月九日

五 届出年月日
令和七年十二月九日

六 届出をした者
株式会社デンコードー

（商業まちづくり課）

公告第二百四十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例（平成十七年福島県条例第二百二十号）第十一条第一項の規定により、特定小売商業施設の新設の届出について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月二十三日から令和八年三月二十三日まで福島県商工労働部産業振興室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、福島市相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課、伊達市産業部商工観光課、福島市総務部総務課市民情報室、相馬市産業部商工観光課、桑折町産業振興課、国見町産業振興課、川俣町政策推進課及び飯舘村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月二十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 特定小売商業施設の名称及び所在地
 - 2 1 名称 イオンモール伊達
 - 所在地 伊達市堂ノ内地区一街区二三三画地ほか三百八十九筆（伊達市堂ノ内土地区画整理事業地内）
- 二 変更した事項
 - 1 特定小売商業施設の店舗面積の合計
(変更前) 六万平方メートル

2 (変更後) 四万八千五百平方メートル
特定小売商業施設の延べ面積
(変更前) 十一万平方メートル
(変更後) 九万九千七百五十八・四平方メートル

三 届出年月日
令和七年十二月十二日

（商業まちづくり課）

福島県病院局

公 告 第 4 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和7年12月23日

福島県病院事業管理者 挟間 章博

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本局の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年10月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社石本建築事務所 東京都千代田区九段南四丁目6番12号
- 5 随意契約に係る契約金額
401,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
特例政令第11条第1項第6号該当

(病院経営課)